

2024 年度事業計画

1. 外航客船の安全運航・船舶保全に係る諸対策の推進

(1) 外航客船の安全運航・船舶保全に係る諸対策の推進

外航客船の安全運航・船舶保全に係る諸事項について、関係団体、関係省庁との連携を図りながら対応する。

- ・運航関係についての諸案件対応
- ・コロナ禍のフォロー対応
- ・台風災害対策、海上・臨海部テロ対策、海事におけるサイバーセキュリティ対応等

(2) 客船の環境保全規制等対策の実施

外航客船に係る世界的な環境保全規制等について、関係団体、関係省庁との連携を図りながら対応する。

- ・IMO による船舶の汚水処理規則の見直し等をはじめクルーズに影響のある諸案件対応
- ・ヒアリ対策・鳥インフルエンザ・豚コレラ対応その他

2. 利用者保護の充実を図るための諸施策の確立

(1) 苦情相談体制の確立

利用者保護を図るため、運航事業者である会員各社と協力し、利用者からの苦情相談等に対応する。

- ・公共交通事業者等における接客ガイドライン等への対応その他

(2) クルーズ旅客運送約款の見直し等

政府における商法、民法および消費者契約法の見直し、障害者差別解消法の施行等、関係法令の見直しや新法の施行等の動きに対して、畑弁護士のアドバイスを得ながら適宜対応する。

- ・「クルーズ旅行約款（仮称）」の策定対応

3. 客船事業振興・調査広報の諸対策の実施

(1) 振興活動

① クルーズアドバイザー認定制度の運営（＝クルーズアドバイザー認定制度運営委員会）

2003 年度から、（一社）日本旅行業協会（JATA）等の協力を得て、旅行会社の社員を対象にクルーズのスペシャリストを育成し、クルーズの販売促進、マーケットの拡充に役立てることを目的とする資格制度としてスタートした「クルーズアドバイザー認定制度」の「クルーズコンサルタント試験」、5 年毎の更新講習である「クルーズコンサルタント更新試験（ブラッシュアップ）」およびクルーズコンサルタントの上位資格の「クルーズマスター（C.M）コース」が設置されている。

a) クルーズコンサルタント試験

2024 年度のクルーズコンサルタント試験は、オンライン研修を WEB による期間限定配信、クルーズ教本の PDF・電子書籍版とする他、実地試験合格を以て資格認定（失効要件あり）とする。

受講に際しては、これまで紙面による願書を提出いただいていたが、受験申込みを WEB 上で完結できるようにし、また、試験に際してはマークシート方式に変更するなど受講者および事務局の利便性の促進を図る。

また、昨今のコスト上昇や受験者数の減少など勘案し、本制度を維持運営するため、受講料・試験等について改定を行う。

《受講料等の改定》

受験前	会 員	非会員
1. クルーズコンサルタント試験受験料	11,000円 ⇒ 13,000円	15,000円 ⇒ 18,000円
対象：受験者のすべて 上記1. の料金には ①オンライン研修受講、②クルーズ教本（電子書籍・PDF）、 ③ 実地試験受験が含まれます。		
合格後		
2. 乗船研修受講料（1泊当たりの乗船料）	20,000円 ⇒ 22,000円	23,000円 ⇒ 25,000円
3. 資格認定手数料（認定証、 <u>カード認定書も追加</u> 、 ピンバッジ、名刺用シール等）	5,000円 ⇒ 7,000円	
単独販売		
4. クルーズ教本代（電子書籍／PDF版） ※ 教本代は上記1. クルーズコンサルタント試験受験料に 含まれております。受講されない方など一般向けの単独 販売の料金です。	2,500円 ⇒ 3,000円	

○ 2024年度クルーズコンサルタント試験の実施日等について

《オンライン研修》

1. WEB配信による研修 WEB配信期間 2024年10月 2週間程度
2. 講義
「クルーズ教本」内容についてクルーズマスター（CM）によるWEB講義（収録）
3. 教本テキストは当協会ホームページから電子書籍またはPDFにより受講者が閲覧できるようにする。

《実地試験》

- | | | |
|--------|-----|-------------------------|
| 1. 試験日 | 大 阪 | 2024年10月21日（月）午前（予定） |
| | 東 京 | 2024年10月22日（火）午前・午後（予定） |
| | 名古屋 | 2024年10月23日（水）午後（予定） |
| | 札 幌 | 2024年10月24日（木）午前（予定） |
| | 福 岡 | 2024年10月25日（金）午前（予定） |

※受験人数により、会場の変更など有り

《試験合格者の乗船研修》

1. 日程：2024年12月以降
2. 日本籍クルーズ船（飛鳥II、にっぽん丸）に乗船
3. 本船内での座学研修およびキャビン等船内見学、クルーズを楽しむ経験

b) クルーズコンサルタント更新試験（ブラッシュアップ）

第17回クルーズコンサルタント更新試験（ブラッシュアップ）については、新たなオンライン試験システムを導入し実施する。

- 第17回クルーズコンサルタント更新試験（ブラッシュアップ）の実施日程
2024年8月下旬～9月下旬
- 資格失効者を対象とする「救済措置」は行わない。
- 更新料について改定を行う。

更新料（受験料、認定証作成費、送料等一切）	3,000円 ⇒ 4,000円
-----------------------	----------------------------

c) クルーズマスター (C.M) コース

第15回 クルーズマスター (C.M) コースを東京において実施する。

- 第15回クルーズセミナー C.Mコースの実施について
2025年2月15日(土)～16日(日)2日間(該当者3名以上の場合に実施)
- 一部手数料について改定を行う。

座学研修受講料(教材・受験料等を含む)	95,000円
資格認定手数料	5,000円 ⇒ 7,000円
計	100,000円 ⇒ 102,000円

d) C.C.メールによる情報発信

関係委員会および会員クルーズ会社、船会社、代理店・旅行会社の協力を得て、クルーズアドバイザー資格取得者に対するケアの一つとして、C.C.メールにて旅行会社社員向けクルーズ会社による乗船案内、各種セミナー、クルーズ船の見学会、ファミツアーの案内等の情報を発信する。

(2) 調査活動

① 外航客船に関する統計調査及び情報の収集

内外のクルーズ市場の現況等の収集を図り、わが国におけるクルーズ市場開拓の参考に資する。また、クルーズ各社が、入港の際に地元住民に対して実施している本船見学会の実施状況を調査する(当協会ホームページに掲載)。

(3) 広報活動

クルーズの振興および普及啓発を図るため、一般消費者、クルーズアドバイザーおよびマスコミ等に対する情報提供、広報活動を行う。

① 地方自治体・クルーズ振興地方協議会等が実施するイベント等への協力

会員自治体、クルーズ振興地方協議会、日本旅行業協会(JATA)、日本国際クルーズ協議会(JICC)などが実施する各種イベントに対して支援・協力する。

② 一般消費者向け「クルーズセミナー及び船内見学会」

クルーズの振興及び普及啓発活動の一環として、一般消費者を対象とする「クルーズセミナー」および「船内見学会」を会員クルーズ会社、会員自治体、クルーズ振興地方協議会メンバー自治体等の協力を得て、各船1回、合計2回程度開催する。実施場所はクルーズ会社と状況判断の上で実施する。

③ 旅行会社社員を対象とする「クルーズ販売セミナー」

JOPA および JATA (日本旅行業協会) 旅行会社のクルーズの企画、販売、営業担当の社員を対象とするクルーズ販売セミナーを会員クルーズ会社、旅行会社、船会社、販売代理店の協力を得て、JATAとの共催で2回程度開催する。また、参加することでクルーズコンサルタント乗船研修の代替措置として扱うこととしている。実施場所はクルーズ会社と状況判断の上で実施する。

④ 2024年度(第14回)「クルーズ・オブ・ザ・イヤー」

創立20周年記念事業としてスタートした、独創的な、ユニークな、話題性のあるクルーズを企画・実施した旅行会社、クルーズ運航会社及びクルーズ客船の誘致に努めている港湾管理者等を表彰する第14回「クルーズ・オブ・ザ・イヤー」を国土交通省、観光庁、JATAの後援の下、実施する。

⑤ 広報パンフレット等の制作・配布

クルーズ振興、普及のための広報パンフレットのクルーズ客船編「クルーズをもっと身近に」と国際定期旅客船編「楽しんでみよう気軽な船旅」については、会員自治体、クルーズ振興協議会等が実施する各種イベントにおいて配布する。また、これらパンフレットで改訂すべき内容などについて関係者と検討を行い、今後の展開に向けた準備を行う。

⑥ 広報宣伝活動の展開・実施

一般消費者に対して、クルーズの一層の振興を図るため、会員クルーズ会社の全面的な協力を得て、幅広い広報宣伝活動を展開、実施する。また、当協会ホームページの内製化によるリニューアル(2024年1月～)を行い、当協会が発信できることは随時対応し、効果ある告知強化を図る。これに伴い、クルーズ客船の旅を一般消費者にもっと身近に感じていただくことができるよう、ホームページの更新等を行う。

⑦ クルーズ情報等の提供

当協会ホームページについて、毎月のクルーズニュース更新のほか、クルーズアドバイザー認定制度に関連して、受講者が確認しやすいよう「クルーズコンサルタント試験」、「クルーズコンサルタント更新試験(ブラッシュアップ)」、「クルーズマスターコース」などの各種資格取得のためのセミナー実施要領等など適時に情報提供を行う。

4. 外航客船に係わる規制緩和等の推進(運営委員会・安全対策委員会他)

外航客船に係わる規制緩和及び諸手続きの簡素化等について検討を行い、所要の対策の実現に努める。

以 上